平成２２年（フ）第２１６号
大分市法勝台１丁目２番８―202号　天然館
債務者　木部　敏男
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１７号
大分市法勝台１丁目２番８―202号　天然館
債務者　木部　則子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２４１号
大分市大手町１丁目１番15号　スカイコート大手町520
債務者　安部　恵里
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２９号
岩手県北上市大堤西１丁目６番12号　フォレストＡ棟
債務者　佐藤久仁子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第７６号
福島県いわき市小名浜岡小名３丁目８番地の８　小泉マンション101
債務者　大平美智子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第２１２号
千葉県松戸市常盤平３丁目８番地の９レクコーポ常盤平Ａ棟502号
債務者　高橋美穂子（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６５号
千葉県柏市根戸467番地191　コーラル友舞301号
債務者　高橋　玉枝
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９３号
千葉県柏市若柴350、住民票上の住所新潟県南魚沼郡湯沢町湯沢３丁目６番地７
債務者　高辻　真樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０７号
千葉県松戸市根本197番地の３
債務者　山田由美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３１４号
千葉県野田市木間ケ瀬5015番地
債務者　中野　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２５号
長野市安茂里小市３丁目51番５号
債務者　太田　研二
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
長野市稲里町中氷鉋959番地　レオパレスブラッサム203、前住所長野市稲田２丁目７番35―105号　グリーンテラスＳＴ
債務者　原田　達雄
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
長野市三輪９丁目43番６号、前住所長野市上松５丁目12番33号　湯谷第２団地505号
債務者　柗本　節子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４号
長野市吉田５丁目11番２号、前住所長野市篠ノ井布施高田1011番地１
債務者　西村　直美（旧姓関）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
長野市稲里町下氷鉋226番地　清水方
債務者　宇佐美淑子（旧姓飯倉）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７４号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地の１ルネ伊丹ガーデンスクエア514号
債務者　吉岡製作所こと　吉岡　正文
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１７５号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目19番地の１ルネ伊丹ガーデンスクエア514号
債務者　吉岡　一子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
神戸地方裁判所伊丹支部